(趣旨)

第1条 市長は、本市における農業の持続的な経営及び地域農業の振興を図るため、農業に要する資材の購入経費について、予算の範囲内において松戸市補助金等交付規則(昭和55年松戸市規則第17号)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「農業用資材」とは種苗のことをいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という)は、住民票上 の住所地及び事業所が松戸市内にある販売農家のうち、前年の年間販売金額 が50万円以上の者とし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)、暴力団等の活動の利益になる行為を行う者、又は暴力団等と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
 - (3) 市長が必要と判断した場合、審査に伴う市の調査に同意すること。
 - (4) 市税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者にあっては、補助対象者としない。

(補助金の額)

第4条 種苗の購入経費に対する補助金は、所得税青色申告決算書又は収支内訳書(農業所得用)における種苗の購入経費に100分の10を乗じて得た額(補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とする。ただし、1農業者(世帯)につき30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松戸 市農業用資材費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次の各号に掲げ る書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 所得税青色申告決算書又は収支内訳書(農業所得用)の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

- 第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 補助金の交付を決定したときは松戸市農業用資材費補助金交付決定通知書 (第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは松戸市農業用資材 費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものと する。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該交付決定を取り消し、松戸市農業用資材費補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
 - (1) 虚偽の申請又は不正な行為を行った場合
 - (2) この要綱の規定に違反した場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既 に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定め、 補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。